

追加型投信／海外／株式

信託期間：2016年12月26日 から 2050年5月24日 まで 基準日：2025年8月29日  
決算日：毎年5月24日および11月24日（休業日の場合翌営業日） 回次コード：3328

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

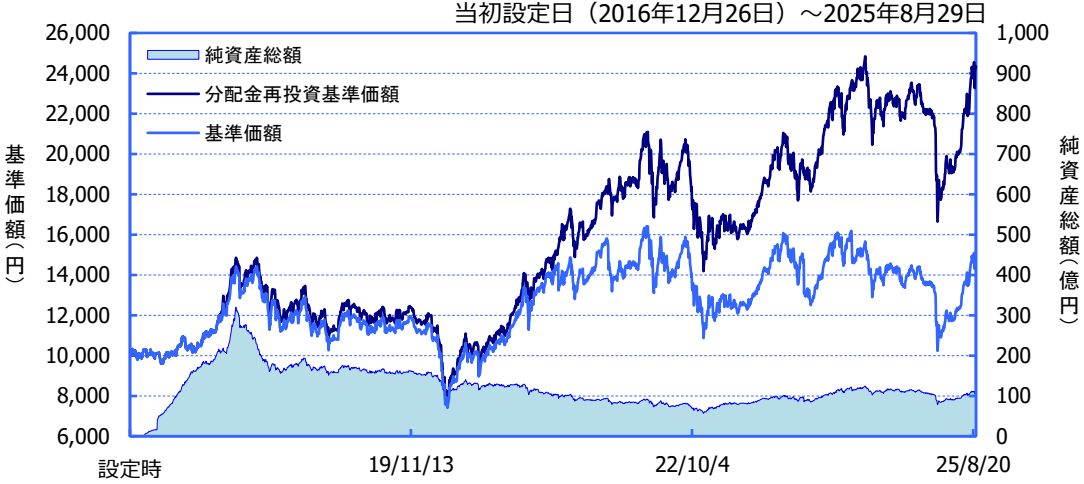
《基準価額・純資産の推移》

2025年8月29日現在

|       |          |
|-------|----------|
| 基準価額  | 14,968 円 |
| 純資産総額 | 110億円    |

期間別騰落率

| 期間   | ファンド     |
|------|----------|
| 1カ月間 | +9.0 %   |
| 3カ月間 | +25.8 %  |
| 6カ月間 | +9.9 %   |
| 1年間  | +9.0 %   |
| 3年間  | +20.4 %  |
| 5年間  | +132.8 % |
| 年初来  | +3.5 %   |
| 設定来  | +143.5 % |



※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。  
※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。  
※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

《分配の推移》

（1万口当たり、税引前）

| 決算期（年/月）     | 分配金        |
|--------------|------------|
| 第1～5期        | 500円       |
| 第6期 (19/11)  | 0円         |
| 第7期 (20/05)  | 0円         |
| 第8期 (20/11)  | 100円       |
| 第9期 (21/05)  | 1,400円     |
| 第10期 (21/11) | 1,500円     |
| 第11期 (22/05) | 200円       |
| 第12期 (22/11) | 0円         |
| 第13期 (23/05) | 50円        |
| 第14期 (23/11) | 1,400円     |
| 第15期 (24/05) | 1,400円     |
| 第16期 (24/11) | 350円       |
| 第17期 (25/05) | 0円         |
| 分配金合計額       | 設定来：6,900円 |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

《主要な資産の状況》

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成

| 資産          | 銘柄数 | 比率     |
|-------------|-----|--------|
| 外国株式        | 51  | 96.4%  |
| コール・ローン、その他 |     | 3.6%   |
| 合計          | 51  | 100.0% |

国・地域別構成

| 国・地域名 | 比率    |
|-------|-------|
| ベトナム  | 96.4% |

通貨別構成

| 通貨      | 比率    |
|---------|-------|
| ベトナム・ドン | 99.6% |
| 日本円     | 0.4%  |

株式 業種別構成

| 業種名        | 比率    |
|------------|-------|
| 金融         | 48.7% |
| 一般消費財・サービス | 12.6% |
| 素材         | 12.1% |
| 不動産        | 11.8% |
| 情報技術       | 4.6%  |
| 資本財・サービス   | 2.9%  |
| 生活必需品      | 2.3%  |
| 公益事業       | 1.2%  |
| エネルギー      | 0.4%  |
| その他        | 0.0%  |

※業種名は、原則としてS&PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準（GICS）によるものです。  
※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。  
■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書（交付目論見書）を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定・運用：

大和アセットマネジメント  
Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社

加入協会

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第352号  
一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

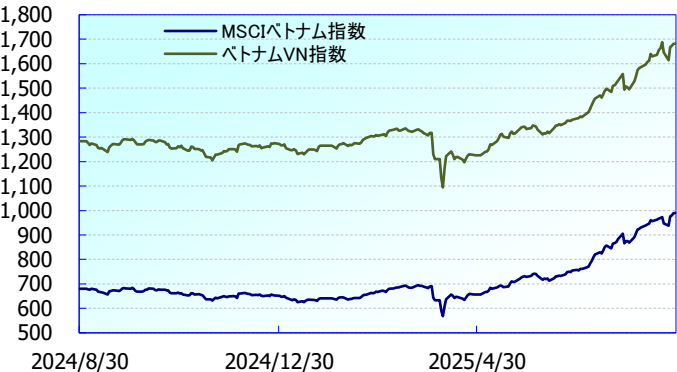
| 組入上位10銘柄                     |                        |            |      | 合計54.7% |
|------------------------------|------------------------|------------|------|---------|
| 銘柄名                          | 業種名                    | 国・地域名      | 比率   |         |
| MILITARY COMMERCIAL JOINT    | ミリタリーバンク               | 金融         | ベトナム | 8.6%    |
| BANK FOR FOREIGN TRADE JSC   | ベトナム外商銀行               | 金融         | ベトナム | 7.6%    |
| VIETNAM JS COMMERCIAL BANK F | ベトナム産業貿易商業銀行 [ベトインバンク] | 金融         | ベトナム | 7.3%    |
| MOBILE WORLD INVESTMENT CORP | モバイル・ワールド・インベストメント     | 一般消費財・サービス | ベトナム | 5.9%    |
| HOA PHAT GROUP JSC           | ホアファットグループ             | 素材         | ベトナム | 5.4%    |
| VINHOMES JSC                 | ビンホームズ                 | 不動産        | ベトナム | 4.3%    |
| BANK FOR INVESTMENT AND DEVE | ベトナム投資開発銀行             | 金融         | ベトナム | 4.3%    |
| FPT DIGITAL RETAIL JSC       | FPT DIGITAL RETAIL JSC | 一般消費財・サービス | ベトナム | 3.9%    |
| FPT CORP                     | FPT                    | 情報技術       | ベトナム | 3.9%    |
| VIETNAM PROSPERITY JSC BANK  | ベトナム繁栄商業株式銀行           | 金融         | ベトナム | 3.5%    |

※比率は、純資産総額に対するものです。  
※業種名は、原則としてS&PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準（GICS）によるものです。  
※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。

<<参考>> 市況データ

(2024年8月30日～2025年8月29日)

株価指数の推移



※MSCIベトナム指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

※ベトナムVN指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はホーチミン証券取引所に帰属します。

為替の推移



(出所)ブルームバーグ

## 【市場動向】

### 堅調な経済指標やリスク選好姿勢の高まりなどを背景に株式市場は上昇

ベトナム株式市場は上昇しました。ベトナムの堅調な月次経済指標や、米利下げ期待を背景としたリスク選好姿勢の高まり、海外からの資金流入、財政支出拡大を受けた内需加速に対する期待などがプラス要因となり株価は上昇しました。

ベトナム・ドンは、米国の各国との通商合意が米国経済に有利に働くとの見方が高まり米ドル高が進展したことや、各国において経済成長鈍化に対する警戒感から金融緩和姿勢が強まり海外金利低下による円高圧力が高まったことなどから対ドルおよび対円で下落しました。

## 【ファンドの運用状況】

### 月間の動き

ファンドの月間騰落率はプラスとなりました。株式はプラス要因となりました。個別銘柄では、銀行関連銘柄や小売関連銘柄などが上昇しました。為替は、ベトナム・ドンが円に対して下落したことからマイナス要因となりました。

### 運用のポイント

高い潜在成長率を誇るベトナム経済の中長期的な成長を享受できる企業のうち、優秀な経営陣に率いられファンダメンタルズや企業統治が強固な株式を中心としたポートフォリオを維持しました。

## 【今後の展望・運用方針】

### 市場展望

今後のベトナム株式市場は、資金需要の回復や公共投資の増加、民間投資の拡大による不動産市場の段階的な回復など力強い経済成長が期待されることから、底堅い推移を想定します。短期的には、急速な株価上昇のスピード調整を背景とした利益確定の動きなどに警戒が必要です。

ベトナム経済は、政府によるインフラ投資の加速や国内消費の振興策、観光客の回復などが支援材料となり成長軌道に回帰する見通しです。中長期的には、構造改革や中国に代わる世界の工場としての製造業の発展などによる高い経済成長をドライバーにした企業業績の拡大が株式市場上昇をけん引すると考えます。加えて、個人投資家の裾野の広がりや主要株価指数の格上げ期待などを背景とする国内外の投資家からの資金流入も相場の追い風となる見込みです。

### 運用方針

当ファンドは、高い潜在成長率を誇るベトナム経済の中長期的な成長を享受できるベトナム株式市場を代表する企業を中心に投資を行います。株式への投資にあたっては、経済情勢や業界動向などの分析を行うとともに、中長期の成長性を重視し、優秀な経営陣に率いられファンダメンタルズや企業統治が強固な企業を中心にポートフォリオを構築します。

※当資料の中で個別企業名が記載されている場合、それらはあくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。

## 《ファンドの目的・特色》

### ファンドの目的

- ・ベトナムの株式等に投資し、信託財産の成長をめざします。

### ファンドの特色

- ・ベトナムの株式等に投資します。
- ・毎年 5 月 24 日および 11 月 24 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

## 《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株価の変動<br>(価格変動リスク・信用リスク) | 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。<br>発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。 |
| 為替変動リスク                  | 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。                                                               |
| カントリー・リスク                | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。<br>新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。                                                                                                       |
| その他                      | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。                                                                                                                                                       |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

## 《ファンドの費用》

| 投資者が直接的に負担する費用      |                                         |                                                                           |
|---------------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
|                     | 料率等                                     | 費用の内容                                                                     |
| 購入時手数料              | 販売会社が別に定める率<br>(上限) <u>3.3%(税抜3.0%)</u> | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。                                    |
| 信託財産留保額             | ありません。                                  | —                                                                         |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                                         |                                                                           |
|                     | 料率等                                     | 費用の内容                                                                     |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)    | <u>年率1.793%</u><br>( <u>税抜1.63%</u> )   | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |
| 配分<br>(税抜)<br>(注1)  | 委託会社                                    | 年率0.8%                                                                    |
|                     | 販売会社                                    | 年率0.8%                                                                    |
|                     | 受託会社                                    | 年率0.03%                                                                   |
| その他の費用・<br>手数料      | (注2)                                    | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

|                        |                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                   | 最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                      |
| 購入価額                   | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり）                                                                                                                                                                                             |
| 購入代金                   | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。                                                                                                                                                                                                  |
| 換金単位                   | 最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                               |
| 換金価額                   | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり）                                                                                                                                                                                             |
| 換金代金                   | 原則として換金申込受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                    |
| 申込受付中止日                | ①ホーチミン証券取引所またはハノイ証券取引所の休業日<br>②①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日<br>（注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。                                                                                                            |
| 申込締切時間                 | 原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。                                                                                                                               |
| 換金制限                   | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。                                                                                                                                                                                  |
| 購入・換金申込受付<br>の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付を中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。                                                                      |
| 繰上償還                   | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。<br>・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合<br>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき                                                          |
| 収益分配                   | 年 2 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。<br>（注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。                                                                                          |
| 課税関係                   | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。<br>※税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

## 《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

| 販売会社名（業態別、50音順）<br>（金融商品取引業者名）             |          | 登録番号             | 加入協会    |                         |                         |                            |
|--------------------------------------------|----------|------------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                            |          |                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商<br>品取引業協会 |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社)   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第633号  | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>株式会社SBI証券)   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社) | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社大東銀行                                   | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第17号   | ○       |                         |                         |                            |
| PayPay銀行株式会社                               | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第624号  | ○       | ○                       |                         |                            |
| アイザワ証券株式会社                                 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3283号 | ○       |                         | ○                       | ○                          |
| あかつき証券株式会社                                 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第67号   | ○       | ○                       | ○                       |                            |
| 株式会社SBI証券                                  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号   | ○       | ○                       |                         | ○                          |
| 木村証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第6号    | ○       |                         |                         |                            |
| 島大証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 北陸財務局長(金商)第6号    | ○       |                         |                         |                            |
| 十六TT証券株式会社                                 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第188号  | ○       |                         |                         |                            |
| 大和証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第108号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| 東海東京証券株式会社                                 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第140号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| 内藤証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第24号   | ○       |                         |                         | ○                          |
| 南都まほろば証券株式会社                               | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第25号   | ○       |                         |                         |                            |
| ひろぎん証券株式会社                                 | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第20号   | ○       |                         |                         |                            |
| ほくほくTT証券株式会社                               | 金融商品取引業者 | 北陸財務局長(金商)第24号   | ○       |                         |                         |                            |
| 松井証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号  | ○       | ○                       |                         |                            |
| マネックス証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社                          | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号   | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| moomoo証券株式会社                               | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3335号 | ○       |                         | ○                       |                            |
| 楽天証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |